

議会運営委員会

令和 2 年 8 月 2 4 日（月）

午前 9 時 5 7 分開 会

○三鬼（孝）委員長 おはようございます。

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

開会に当たり、市長から御挨拶を。

○加藤市長 おはようございます。

本日は、令和 2 年第 3 回定例会のための議会運営委員会を開催していただきましてありがとうございます。

さて、本定例会に上程いたします議案等につきましては、議案 1 1 件、報告が 1 件であります。

議案の内訳といたしましては、議案第 5 3 号、尾鷲市移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定についての条例制定議案が 1 件と、議案第 5 4 号、令和 2 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決についてから、議案第 6 3 号、令和元年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についての予算決算関係の議案が 1 0 件であります。また、報告といたしましては、報告第 5 号、令和元年度健全化判断比率及び令和元年度資金不足比率の報告についての 1 件であります。

これら提出議案等の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○三鬼（孝）委員長 ありがとうございます。

令和 2 年第 3 回か、尾鷲市議会定例会の提出議案、ただいま市長から説明がありましたように議案 5 3 号から 6 3 号までの 1 1 件と報告を 1 件、発議 1 件がありますので、よろしく願いをいたします。

それでは、提出議案について総務課長から説明を求めます。

○竹平総務課長 それでは、令和 2 年第 3 回尾鷲市議会定例会への提出議案等について御説明をさせていただきます。

通知をさせていただきます。

議案書の表紙の次のページを御覧ください。

本定例会の提出案件は議案第 5 3 号の条例制定議案 1 件と、議案第 5 4 号から議

案第63号までの予算決算関係の議案が10件でございます。また、報告につきましては、報告第5号の令和元年度健全化判断比率及び令和元年度資金不足比率の報告についての1件でございます。

それでは、各議案等について御説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

議案第53号、尾鷲市移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてにつきましては、本市への移住、定住促進を図るため、一定期間移住希望者が本市での生活体験や地域住民等との交流することができる住宅として移住体験住宅の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものでございます。

主な内容につきましては、2ページ及び3ページを御覧ください。

第3条において、住宅の名称はみやか、場所は九鬼町となっており、第4条では、使用者は、使用許可申請時において市外に住所を有し、本市への移住を検討している者となっております。第7条で住宅の使用期間を1か月以上3か月以内とし、第8条で使用料1か月2万円と定めており、この条例は令和2年10月1日から施行するものとしております。

次に、4ページ、議案第54号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決についてから、7ページ、議案第57号、令和2年度尾鷲市病院事業会計補正予算書（第2号）の議決についてまでの4議案につきましては、予算概要をお手元に配付の一般会計補正予算（第5号）主要事項説明に取りまとめておりますので、その説明書をもって御説明をいたします。

通知をさせていただきます。

主要事項説明の1ページを御覧ください。

今回提出の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で7億8,860万5,000円、国民健康保険事業で4,531万2,000円、後期高齢者医療事業会計で460万3,000円を歳入歳出それぞれ追加するものでございます。また、病院事業会計では、歳入を8,411万7,000円の減額、歳出で239万9,000円を増額するものでございます。

まず、一般会計から御説明をさせていただきます。

2ページを御覧ください。

歳入の主なものにつきましては、9款の地方特例交付金は、額の確定により339万4,000円を増額するものでございます。

10款地方交付税は、普通交付税の額の確定によるものでございます。

13款使用料及び手数料15万6,000円の増額は、水産施設使用料の追加でございます。

14款国庫支出金4億267万9,000円の増額は、医療扶助費等国庫負担金前年度精算金596万5,000円のほか、社会保障・税番号システム整備費補助金1,051万1,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億8,402万3,000円が主なものでございます。

次に、15款県支出金106万9,000円の増額は、三重県障害者自立支援給付費等負担金前年度精算金40万6,000円、農用地利用集積特別対策事業補助金35万円の追加が主なものでございます。

次に、16款財産収入は、新田町市営住宅跡地等遊休市有財産7件の売却見込額として6,305万円を追加するものでございます。

17款寄附金272万6,000円の増額は、第4回臨時会でお認めいただきました災害等対策基金への寄附金として19件の231万3,000円、感染症対策基金として1件の法人から41万3,000円を御寄附いただいたものでございます。

次に、18款繰入金164万9,000円の増額は、国民健康保険事業会計から140万1,000円、後期高齢者医療事業会計から24万8,000円を前年度精算金として繰り入れるものでございます。

19款繰越金1億9,244万円の増額は、令和元年度決算に伴う繰越金でございます。

20款諸収入428万2,000円の増額は、支障木伐採に係る立木伐採補償料401万2,000円の追加が主なものでございます。

21款市債2,020万円の減額は、臨時財政対策債発行可能額の確定によるものでございます。

次に、歳出について御説明をさせていただきます。

3ページを御覧ください。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりでございます。このうち主なものにつきまして、次の4ページから御説明をさせていただきます。

まず、総務費一般管理費では、GIGAスクール構想に伴うネットワーク改修業務委託料として313万5,000円、財産管理費では、基金積立金として財政調整基金積立金5億3,305万9,000円、尾鷲みどりの基金積立金942万4,000円、御寄附いただいた分の災害等対策基金への積立金231万3,000円

ほか、記載のとおり各基金に積み立てるものでございます。

税務総務費では、修正申告に伴う市税過年度分還付及び還付加算金として766万円、戸籍住民基本台帳費では、海外転出者にマイナンバー情報を付加するために要する戸籍総合システム改修業務委託料474万3,000円、総合住民情報システム改修業務委託料250万3,000円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、民生費は、社会福祉総務費で新型コロナウイルス感染症予防対策のための環境整備として、福祉保健センター空調設備改修工事設計業務委託料304万7,000円及び工事請負費1億47万4,000円、老人福祉費で聖光園共用スペース空調設備改修工事設計業務委託料110万円及び工事請負費1,998万7,000円の追加のほか、各事業における前年度精算金でございます。

5ページをお願いいたします。

5ページ、衛生費は、感染予防対策事業として新型インフルエンザ等特別措置法に基づく避難所における感染予防対策費用として41万4,000円を御寄附いただいた財源を活用し追加するものでございます。

農林水産業費は、農地を集積、集約する際に御協力いただいた方に対して交付する耕作者集積協力金35万円の追加で、商工費では、三重県が実施した緊急事態措置による休業要請に御協力いただいた小規模事業者等に対して三重県と本市が交付する協力金に要する費用として、三重県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付事業負担金4,930万円を追加するものでございます。

教育費では、新型コロナウイルス感染症予防対策のための環境整備として小中学校7校の音楽室に空調設備を設置するための工事請負費2,800万円を追加するものでございます。

次に、公債費では、令和元年度の起債額とその利率の確定などにより、公債費元金で54万5,000円の増額及び公債費利子を264万円減額するものでございます。

次の6ページをお願いいたします。

債務負担行為補正ですが、財務会計システム構築業務委託及び財務会計システム利用料の2件の追加は、来年度以降における事業の円滑な執行のため、表に記載のとおりそれぞれ期間限度額を定めるもので、変更1件の第7次尾鷲市総合計画策定支援業務委託は、契約業者の決定に伴い事業費が確定したことから表のとおり限度額を減額するものでございます。

続きまして、7ページ。

国民健康保険事業特別会計補正予算では、歳入歳出それぞれ4,531万2,000円を追加し、歳入歳出総額を23億7,179万8,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、3款県支出金の特別調整交付金申請支援業務及び減免分に対する特別交付金826万7,000円、6款繰越金で3,747万8,000円の増額でございます。

歳出は、5款保険事業費で、特別調整交付金申請支援業務委託料として165万円、6款基金積立金3,023万2,000円、8款諸支出金が1,343万円の増額でございます。

続きまして、8ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計では、歳入で3款繰越金460万3,000円を追加し、歳出では、2款広域連合負担金435万5,000円の増額、3款諸支出金で事務費等の精算による一般会計の繰出金24万8,000円を増額し、歳入歳出総額を6億4,895万4,000円とするものでございます。

次のページ、病院事業会計でございます。

収益的収入及び支出の収入では、医業収益が2億3,334万3,000円の減額、これは、新型コロナウイルスの感染症の影響により、入院患者数は年間延べ4,545人の減少、また外来患者数は年間延べ3,417人の減少となっており、それに伴い入院収益及び外来収益の減額によるものでございます。

医業外収益では、新型コロナウイルス感染症対策の補助金1億880万5,000円の増額及び市民からの寄附金52万9,000円の増額により、1億933万4,000円の増額でございます。

特別利益では、落雷被害によるCT装置の故障についての災害共済金620万4,000円の増額でございます。

支出では、医業費用で4,275万8,000円の減額で、これは、患者数の減などにより材料費3,527万6,000円の減額と、給食業務委託と臨床検査委託が871万5,000円の減額、また医師住宅の売却を進めるための不動産鑑定手数料の増額等による経費748万2,000円の減額によるものでございます。

医業外費用では、控除対象外消費税の減額等により213万1,000円の減額でございます。

特別損失では、CT装置修繕費用1,320万の増額でございます。

資本的収入及び支出では、収入で、医療機器整備事業債の増額による企業債が1,

760万円の増額及び新型コロナウイルス感染症対策の補助金1,608万8,000円の増額でございます。

支出では、人工呼吸器等医療機器購入費の増額等による建設改良費3,408万8,000円の増額でございます。

続きまして、債務負担行為補正でございますが、看護衣賃借及びリニアック更新事業の2件の追加で、表に記載のとおり、期間及び限度額を定めるものでございます。

リニアック更新事業につきましては、平成11年に導入し、平成28年まで稼働しておりましたが、故障により稼働中止となっているため、令和3年度中の稼働を目指し、本年度中に契約及び執行するため予算を計上するものでございます。

補正予算関連議案の説明は以上でございます。

通知をさせていただきます。

議案書にお戻りください。議案書に戻りまして、議案書の8ページをお願いいたします。

議案第58号、令和元年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、11ページの議案第61号、令和元年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの4議案につきましては、いずれも地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

なお、決算に係る歳入歳出決算主要説明書、決算参考資料、主要施策の成果及び実績報告書は、タブレットに掲載しておりますので御参照を願います。

次に、12ページをお願いいたします。

議案第62号、令和元年度尾鷲市病院事業会計の決算の認定についてと、次のページの議案第63号、令和元年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についての2議案につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会の認定に付するものでございます。それぞれ決算審査意見書をタブレットに掲載しております。

次に、報告でございますが、14ページ、報告第5号、令和元年度健全化判断比率及び令和元年度資金不足比率の報告については、本市の令和元年度決算について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条の第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

15ページにありますように、実質赤字比率及び連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率において、いずれも早期健全化基準を下回っております。

また、公営企業においては、水道事業会計では資金不足は生じていないものの、病院事業会計で1.3%の資金不足が生じております。

以上で提出議案等の説明とさせていただきます。

○三鬼（孝）委員長　ありがとうございます。

ただいま総務課長から議案11件と報告1件、特に提出議案について御質疑ありましたら御発言願います。

○三鬼（和）委員　審査については上程されてからするんですけど、来年改選ということがありまして、当初予算は骨格予算であろうという形なんですけど、先ほどリニアックの債務負担行為が上がっておるんですけど、来年、当初は骨格予算であろうという考えからすると、前倒しでこういった予算の編成というのかな。

もう一点は、病院改革プランの中では、電子カルテを先にやって、当初で電子カルテ同額ぐらいのが計上されるのだという説明、病院側の説明の中ではそう想定しておったんですけど、急遽こういった形の上程というのは、取り急ぎ何かしなくちゃいけない理由とかがあったのですか。予算の中身についてはあれですけど、今回予算計上してきたということについて、ちょっとその経緯をお伺いしたいんですけど。

○加藤市長　今回の大きな点は、今年の3月にお示ししました病院の新改革プランにおいて、電子カルテとリニアックも含めて、MRI、CTスキャン、どういう形で病院の医療機器を改善していくかということについては、一応新改革プランの中で説明はさせていただいてまして、それに応じた形で今回債務負担行為を取らせていただいたというところでございます。

○三鬼（和）委員　議運ですので、最後にしたいと思いますが、新改革プランについては理解しておりますけど、これは病院の経営状況と併せて、順次、年数的なものであっても、そういった目標というか形整備でいくものであろうというのは理解しておるんですけど。

電子カルテにつきましても、3、4億ぐらいというのがあって、先ほどの総務課長の説明でも、現金不足が生じておるという説明があったんですけど、そういった点の盤石な病院経営っていうか、一般会計とか、それも十分鑑みた中の今回前倒しみたいな形の債務負担行為と理解していいんですか。それからの議論は審査のときにさせていただくつもりでおるんですけど、その辺だけ御説明願いたいと思います。

○加藤市長　今回の債務負担行為を取らせていただいておりますリニアック更新に対する債務負担行為は、まずは前倒しではないと。要は、新改革プランのプランに応じた形でその計画を推進するがための一環であるということで、前倒しではな

くて、当初から令和4年度、令和3年度か、令和3年度中に、要するに更新できるような形で一応進めたいという改革プランの中身を今回具体的に上げたというところでございます。

○三鬼（和）委員　最後にしますけど、我々とすれば、審査するほうとすれば、このコロナ禍の中で、現状、今回の病院の予算にしてでも減額になっておるということを踏まえて、同時に整備するのが病院経営上、いろんな面でほかのところに対して、ほかのことについて、予算、財政的に大丈夫かどうかというのを危惧したのでお伺いさせていただいたんですけど、そういったことも含めて審査の折にまた具体的にはお伺いしたいと思います。

○加藤市長　一応その辺のところも十分考えた上で、今回提案させていただいておりますので、その辺のところは、我々も十分なる説明責任が必要だと思いますので、そのときに協議させていただきたいと思っております。

○南委員　債務負担行為で3億6,000万が、今、三鬼和昭委員さんから指摘をされたように、所管する委員長として一言だけちょっとこの場で言うておいたほうがいいなと思いましたがね。

要するに、今回の予算の計上の仕方というのは乱暴だと思うんですね、僕。一切、市長の答弁は病院の改革プランの中では、平成4年を目途に一般質問等でリニアックはやりますという方向で進んでいたのは現実なんですけれども、通常、リニアックについて補正予算で上げるにしろ、当然として僕は委員会なり議会にアプローチがあってしかるべきだと思うんですね。

僕も議会の経験上、38年余り予算審査に関わっておりますけれども、こういった猫だましという表現が適当じゃないと思うんですけれども、非常に僕は今回の予算計上には不信感を持っておることだけは明確に申し述べておきます。

答弁は要りません。

○三鬼（孝）委員長　他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　ないようでございますので、ただいまの南委員の発言を十分理解して、今後そのような取扱いをするようお願いしておきます。

続きまして、発議がございましたので、よろしくお願ひいたします。

この発議につきましては、6月30日付及び8月6日付で、全国市議会議長会から9月定例会で採択の上、国会関係行政庁に提出するなどの取組の依頼がございましたので、この件について事務局長から説明をいたさせます。

○高芝議会事務局長　それでは、事項書２番目の発議について説明させていただきます。

発議第８号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書について（案）でございます。

意見書の要旨でございますが、新型コロナウイルス感染症の蔓延は、地域経済には大きな影響を及ぼしており、本年度はもとより来年度におきましても、地方税、地方交付税など一般財源の激減が避け難い一方、地方自治体では、喫緊の財政需要への対応、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政はこれまでにない厳しい状況に陥ることが予想されます。

そのような中、今後、中小企業対策として固定資産税の政策減税の対象に土地を追加するなどの議論が生じることが想定されますが、固定資産税は市町村税の極めて重要な基幹税であり、このような中小企業対策は、国の責任において歳出予算や国税を充てる形で対応すべき課題であるため、令和３年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保を強く国に求めるものでございます。

なお、この発議の取扱いでございますが、本定例会最終日である９月２４日に上程し議決いただくという取扱いでよろしいか、御協議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○三鬼（孝）委員長　ただいま局長のほうから説明がございましたけれども、そのような扱いでよろしいですか。異議ないですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　それで、提出者ですけれども、行政の常任委員長が提出者にしていただきまして、あと議長を除いて全員、全議員さんの賛成ということにしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　では、そのように取扱いをいたしますので、よろしく願いいたします。

続きまして、会期及び議事日程（案）について、事務局長から説明いたさせます。

○高芝議会事務局長　それでは、事項書３番目の会期及び議事日程（案）について説明させていただきます。

会期は、９月１日火曜日から９月２４日木曜日までの２４日間でございます。

会議はいずれも午前１０時開会とさせていただきます。

9月1日に本会議を開会いたしまして、会議録署名議員の指名、会期決定の後、議案上程、提案説明、審議留保、これは先ほど執行部から説明がありました議案第53号、尾鷲市移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてから、議案第63号、令和元年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてまでの計11議案についてでございます。

続きまして、報告、質疑、これは報告第5号、令和元年度健全化判断比率及び令和元年度資金不足比率の報告についてでございます。

次に、翌9月2日水曜日から4日金曜日までは議案調査、5日、6日は土日のため休会となります。

7日月曜日午前10時より本会議を再開していただきまして、9月1日に上程、提案されております議案に対する質疑の後、常任委員会に付託していただき、その後、一般質問に入らせていただきます。

10日木曜日から18日金曜日まで、土日を挟みまして行政常任委員会を開催していただき、付託議案及び所管事項の審査を行っていただきます。

23日水曜日は予備日とし、24日木曜日午前10時から本会議を再開し、付託議案の委員会における審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行っていただきます。

次に、先ほど説明させていただきました意見書の発議を上程していただき、提案説明、質疑、討論、採決を行い閉会となる予定でございます。

委員長、各質問通告書の件も説明させていただいてよろしいですか。

○三鬼（孝）委員長　　どうぞ。

○高芝議会事務局長　　それでは、各発言通告書の提出期限でございますが、事項書4番目の一般質問発言通告書提出期限につきましては、申合せにより9月2日水曜日の午前11時とさせていただきます。

次に、事項書5番目の議案質疑発言通告書提出期限は、報告第5号につきましては、開会日前日である8月31日月曜日の午前11時、それ以外の議案につきましては、9月2日水曜日の午前11時とさせていただきます。

次に、事項書6番目の討論発言通告書提出期限は、9月23日水曜日の午前11時とさせていただきます。

なお、ただいま議案付託表（案）を通知させていただきましたので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長　　ありがとうございます。

ただいま局長のほうから会期及び議事日程（案）と一般質問発言通告書の提出期限、議案質疑発言通告書提出期限について説明がありました。

これに何か意見はございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　それでは、続きまして、行政常任委員会における決算関連議案に係る説明員の出席について総務課長から説明を求めます。

○竹平総務課長　　議案第58号からの決算の認定についての行政常任委員会の出席者の確認をさせていただきたいと思います。

これも例年どおり、決算の認定議案につきましては、市長と副市長については除く担当課長での出席とさせていただきたいと予定しておりますけれども、それよろしいでしょうか。

○三鬼（孝）委員長　　ただいま総務課長の説明がありましたけど、よろしいですか。

○三鬼（和）委員　　これは、以前の申合せのように市長であるとか副市長については、案件によっては、委員長、議長を通じて出席を求めることは確認しておいていいですか。

○三鬼（孝）委員長　　従来そのような方向でやってきましたので、それでいいと思いますよ。

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　なければ、これで協議事項は終わりましたけれども、特に何かありましたら。

○楠委員　　まず、提案したいことが1点あります。

定数が次期から10名ということで、以前にも私、申し上げたんですけど、監査委員の議員選出を変更してはどうかということを考えております。基本的に10人で議員の数が少なくなるということで、積極的に議員活動をしたほうがいいんじゃないかというような考え方から今回提案させていただいております。

基本的には、法改正で平成30年からどちらかが選択できるようなシステムになっておりますので、ぜひその専門家の中で市の会計監査なり事務監査なりをやっていただくということが適切じゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひその辺の御検討をお願いしたいと。

ただ、時間的な問題もありますので、条例改正は出てきますから、地方自治法の197条では後任が決まらない場合はそのままある一定期間は延長ができるということもありますので、できれば私たち今13人いる間で、立つ鳥跡を濁さずじゃないですけど、早めに条例改正して、次期の選挙でなられた議員の皆さんが積極的に議員活動してほしいなというところが1点です。

2点目は、私、離鷺届を申合せ事項に出させていただいたところなんですけど、その行動をする前に第三者からの問合せがあったということですね。

基本的に、地方自治法、地方公務員法でも守秘義務は当然ありますし、ただ、特別職、市長とか議員については、委員会の会議が終わった後とか、そういうものについての特段の守秘義務は規定されておられません。どの法律にもありません。

しかしながら、個人の情報が市民に流れるということ自体が何なんだろうということ、やはり個人の情報は、あくまでもそれぞれに守秘義務があるということを考えるんですけど、その辺、皆さんのお考え方を聞きたいということで、今日2点程発言させていただきました。

いかがでしょうか。

○三鬼（孝）委員長　ただいま楠委員から2点について御発言ございましたけれども、まず1点目の監査委員の件ですね。10人定数に来年度改選、議会が10名ということで、監査委員の問題。

この件につきまして、本来ならあれですね。今日の議運で議論するというわけじゃ、その辺のところはちょっと難しいと思いますけれども、この件について何か特に。

○三鬼（和）委員　これまでの議会運営上の私も四半世紀議員をしておる中でしたら、まず、先ほどの発言の中に議員定数についてはまだ法的に確定していないので、13人とか10人とかというのはちょっとどうかというのが1点と、もう一点は、この議会で申し送りはできますけど、新規の申合せについては、我々議員としては継続で評価はしていただけますけど、地方自治法においては4年、我々の任期は4年しかないので、やっぱりこれから監査をどうするかそうするかは、改選後の新たな議員の申合せで決めるのがセオリーだと思いますので、こういった意見があったことは参考意見として申し送りすることはやぶさかではないと思いますが、具体的にはそうだと思います。

○三鬼（孝）委員長　今、三鬼和昭委員の発言にありましたように、改選期におきまして、この問題はいろいろと議論してもらおうということでございますので、そ

のような取扱いでよろしいですか。

○楠委員 はい。

○三鬼（孝）委員長 続きまして、離鷺届が第三者に漏れたという件でございますけれども、議会運営委員会でその件を提案するという事は、議員が漏らしたという何か確証があつてのことで言っているんですか。

○楠委員 確証はないんですけど、第三者から情報が来るといふことは、議会事務局の事務手続と、当然その決裁権がある議長と副議長と。

そこで、この議運の中でお話しされるのは、私、別に構わないと思うんですよ。それをどんだんだんだん広げていくような発言がいかげなものかということで、職務中といへども、私たち議員活動の職務活動は、今言ったこういう議会活動、議運だとかいろいろありますから、それは別に法的にどこの法律を読んでも規定はされていない。

ただ、個人についてはまた別案件でありますから、基本的に1個間違えると、今はSNS上だとかフェイスブックだとかで誹謗中傷で裁判事例が大分増えてきておりますけど、それに似通ったものの考え方もあるのかなということで、1個間違えると人権的な問題。それこそ、市長がいつもおっしゃっているように、コロナの関係で人権とかいろんなものが大変ですよということを市民にも知らしめているという中で、基本的にどうなのかなというところがありまして発言させていただきました。

○三鬼（孝）委員長 離鷺届がマル秘事項かという問題があると思いますけれども、やはり市民の皆様方は、議員も公僕ですから、やっぱり議員の行動を知る権利があるという、そういう意味からいくとマル秘に扱わなければならないかというような問題が生じると思いますけれども、その辺のところはあれですね。議員さん、議会基本条例にのっとっているいろいろ熟読しておりますから十分気をつけておると思っていますので、この件についてはそれで収めたいと思います。よろしく願いいたします。

よろしいですか。

○村田議長 今の楠さんのお話ですけれども、離鷺届を出されたのを判こをつくの、承認するのは、いわゆる届けとして認めるのは、私と副議長なんですね。あとは、議会事務局の職員だけなんですね。

今話を聞いておると、あたかも我々のほうから何か情報が漏れたような発言がありましたので、それは全く心外でありまして、この際そう言われるのであれば、

どなたからお聞きになったか知りませんが、真相をきちっと明らかにしていただきたいと思います、私たち正副議長は。そうですね。

○三鬼（孝）委員長　　楠委員、その辺、今の議長の発言に対してどうぞ。

○楠委員　　基本的に、私、議長と副議長がどうのこうのではなくて、第三者として来ること自体の問題を議員としてどうするのかということをお願いしているので、別に議長が悪いとか副議長が悪いとかという考え方じゃなくて、そういう情報がこの中で知っている分には別に私は全然問題ないと思うんですよ。これは議員の13人の仲間ですから。

ただ、その内容がぼろっと外に出ること自体がどうなんだろうということで、もろもろその辺のところは基本的に気をつけてほしいなど。

確証があるのかないのかと言われても、それは、議会事務局のほうに電話があったりとか、私にも直接電話があったりとかということがありますので、その電話をくれた方についてどうのこうの言う気はありません。その前に、そういうことが外に出るとこと自体の自覚が必要じゃないかなというふうに思っています。

○村田議長　　そういう御提案であるのだったら、今回のいわゆる離鷺届の問題で問題提起をしていただくよりも、いわゆる議会活動において、議員の議会活動において、モラルの問題ですね。ですから、情報は、どうしても守秘義務というものが有りますから、漏らしていいものと漏らしては駄目なものがありますね。ですから、その辺の御認識を十分持たれて、そして、慎重にモラルというものを再確認していただきたいという提案のほうが私は妥当だと思いますけどね。

○楠委員　　基本的に、今、議長がおっしゃってくれた内容は、基本的には私は考え方が同じで、その分について細かいところまでどうのこうのじゃなくて、そういう意識を持ってほしいなというところで提案させていただきました。

○三鬼（和）委員　　ただ1点、先ほど正副議長と議会事務局というような形が具体的に出ておりましたけど、例えば、そういった今、楠委員からも提案で議会から云々ということは、お互いについていうのは、これは十分理解もできるんですけど、ただ、個人的なことで、例えば、これまでの形の中から、例えば、春先の緊急事態宣言であったりとか、今回は知事が警戒宣言したんかな、こういった中で、個人的に関東のほうへ行かれるんであろうということを想定で聞かれた人もひょっとしたら議会関係なしにおるのではないかとということも分かりませんか、1から10までね。

これが正副議長とか議会事務局、特に職員なんかの守秘義務、職員なんかのしゃ

べるわけがないと思いますし、守秘義務とかという問題になるというところとちょっとどうかというところもあるんですけど、今後は、できるだけ議会からとしてはこんな話が出たとか、うわさが出たというのは、極力お互いにはしたくないと思いますけど。

市民の方の思い方もいろいろあるかと思いますが、一概に議会全体のことかなとなるとちょっと難しいのではないかなと思いますけど。

○楠委員　　今、三鬼和委員からいろいろ言われましたけど、私は5月のときもあったんですよ、事実。5月のときもあったのは、私は、3回程延期しました。2回程、議長にも何とかしてもらえないかということで。延期してやむを得ず、もう期限がなくなってきたので、出かけました、正直言って。

それは何かというと、医療行為なんですよ。半年に1回網膜剥離の検査をしなきゃいけないということで、主治医が神奈川県にいますから、そこに行くだけの話なんですね。

そういうことまで国は規制してないんですよ。にもかかわらず、そういう情報が既に向こうに、家に着いた途端に電話がかかってくるようなことがあるということは、結局誰かが話しているんですよ。

だから、そのところをちゃんと認識してほしいんですよ。緊急事態が出ても、総理大臣は言っていますよね。治療については規制していませんとちゃんとやっているわけですよ。私も半年に1回、5月と11月は定期健診しなきゃいけないんですよ。

たまたま電話がかかってきて個別の話をしていくわけにはいかないんですけど、結果的に、その電話が来た瞬間に、女房とも話したら夫婦げんかになりましたよ。仮に失明した場合、検査が遅れて、そのときに誰が補償するんだと。そういうことになるわけですよ。

だから、その状況だとかをちゃんと見てしっかり判断した上で行動を取ってほしいというのを言いたいだけなんです。

自粛しろとか何とかかかっていますけど、日本語って難しくて比較的曖昧な言葉ですよ。動いちゃいけないとは言っていないわけですよ。そういうことを考えた上で発言してほしいなと思います。

○三鬼（孝）委員長　　もうこの件については、これでいいんじゃないですか。

○三鬼（和）委員　　その中身じゃなしに、議会からそういううわさが出たとか、市民の人がというのだけ、今、正副議長とか事務局から出たんじゃないかっていう

ような類いの発言がありましたもので、それは一概にどうかということで、私、中身とか行くとか自粛のことは言っていませんもので。

そういった中で、議会は議会として、今言われましたように、確かに議長を通じてこういった個人的なことについてはより厳しくしていただきたいなとは思いますが、そのこと自体が議会へ振られるというと、ちょっとどう返答していいのか分かりにくいところがありますので発言させていただきました。

以上です。

○三鬼（孝）委員長　他に特にございません。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　これで議会運営委員会を閉じます。御苦労さまでした。

（午前10時41分　閉会）